



連携と協力に関する覚書

滋賀県商工観光労働部

サイゴン・ハイテク・パーク

A. 日本国滋賀県商工観光労働部 (以下「滋賀県商工観光労働部」という。)

滋賀県商工観光労働部は、日本有数のモノづくり県である滋賀県の産業活動に対するサポート、企業・研究機関・行政・金融機関をはじめとした様々な連携のコーディネートなど、地域経済の総合プロデューサーとしての役割を担っている。

2013年4月1日付で施行された「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に もとづき、県内中小企業の海外における円滑な事業展開を促進し、滋賀県経済の持 続的な発展を図っている。

B. ホーチミン市サイゴン・ハイテク・パーク (Saigon High-Tech Park、以下「SHTP」という。)

SHTP は、2002 年 10 月 24 日付第 QÐ 146/QÐ-TTg 号決定に基づき、政府首相により設立された。ホーチミン市のハイテクパークの活動を管理監督する人民委員会の直属の機関である。

SHTP は、ハイテク産業における外国企業の投資を活発にするために、財政面や技術面で外国企業への利便性を整えた事業環境をつくる使命を担っている。

ベトナムが戦略的にハイテク技術分野へ「飛躍的に前進する」ことをめざし、ベトナムにおけるハイテク産業のサポートサービスを押し進め、ハイテク技術をベトナム国内企業と重点産業分野に移転する便宜を図り、またホーチミン市とベトナム南部ひいてはベトナム全体の経済地区の経済的発展を更に促進し発展させる。

滋賀県商工観光労働部と SHTP とは、以下の内容に合意し覚書を締結する。

1 目的

本協定は、滋賀県商工観光労働部と SHTP が相互に連携・協力することにより、 双方の資源を有効に活用し、課題解決に向けた取組を推進するとともに、滋賀 県内に事業所を有する企業・団体等ならびに SHTP および関係の企業・団体等の 発展に寄与することを目的とする。

2 連携・協力事項等

上記の目的を達成するため、両者は連携・協力して次の事項について取り組むよう努める。

- (1) 企業・団体等の紹介とマッチング機会の提供
- (2) 企業の共同研究等に対する支援
- (3) 説明会、商談会、展示会等の開催および出展支援
- (4) 情報の提供、意見交換の場の設定
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

3 有効期間

本協定の有効期間は2014年9月5日から2016年3月31日までとする。但し、 有効期間満了の2か月前までに本協定の解除に関する意思表示がない場合は、 更に1年間継続更新されるものとし、以降もまた同様とする。

本協定を締結したことを証するため、本協定書を日本語およびベトナム語により 各 2 通作成し、それぞれの代表者が署名の上、両者が所持するものとする。

2014年9月5日

滋賀県商工観光労働部長

ホーチミン市 サイゴン・ハイテク・パーク代表

羽泉 博史

レ・ホアイ・コック

立会人ホーチミン市人民委員会副委員長

レ・マイン・ハ